(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松坂市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	BA 一二・二〇～一九・五〇～一	二九・〇〇（メートル）	一一・九五〇（キロメートル）
	後	BA 一二・二〇～一六・〇〇～一	二九・〇〇 一八四・〇〇	一一・九五〇 七七・四四二

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○**中部地方整備局告示第七十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	BA 六・七〇～一五三・〇〇（メートル）	二六・〇一〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・七〇～一五三・〇〇 一二・〇〇～二三七・〇〇	二六・〇一〇 一九・〇三〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○**中部地方整備局告示第七十二号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　近畿自動車道尾鷲多気線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字井出シ八九二番四から同町紀伊長島区東長島字津本一一三番五まで	前	一一・〇〇～四九七・〇〇（メートル）	一五・四七〇（キロメートル）
	後	一一・〇〇～四八〇・〇〇	一五・四七〇

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○**中部地方整備局告示第七十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	長野県木曽郡上松町大字上松一〇七〇番一〇から同町大字上松一三〇二番五七まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日十五時

○**中部地方整備局告示第七十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　尾鷲市賀田町字暗谷一三九二番一から同市賀田町字ソノゴヤ一四〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十日二時

○**中部地方整備局告示第七十五号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

近畿自動車道尾鷲多気線　三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字泥口二三一四番一から同町紀伊長島区東長島字津本一一三番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十日十六時

○**近畿地方整備局告示第五十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十五号　奈良県生駒郡斑鳩町小吉田一丁目一五四番三から同町稲葉西一丁目九八八番一まで　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十日

○**近畿地方整備局告示第五十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字鳶ノ尾二〇二五番一から紀の川市神領字才ノ神一六八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十日十五時

○**近畿地方整備局告示第六十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司